

〈 ひかりフットボールクラブ 規約 〉

- 第1条 名称 本クラブは、ひかりフットボールクラブと称する
- 第2条 位置 本クラブの主たる事務所は〒487-0032愛知県春日井市高森台7-4-1に置く
- 第3条 目的 本クラブは小学生から中学生を対象としたサッカー競技のクラブチームであり、将来に向けての競技力向上と共に、サッカーを通じた人間育成を目的とする
- 第4条 練習日 練習日は別に定める各年代の指定された日とする
各休み期間は変則的に行う
- 第5条 指導内容 各学年 年代と現状にあった指導を行う
- 第6条 練習中止 雨天、積雪等の天候や諸所の事情により中止せざるを得ない場合
- 第7条 入会資格 本クラブから入会を認められた者で、本クラブの趣旨に賛同し、サッカーの競技力向上に強い意志を持った者である
- 第8条 入会手続き 入会希望者は登録カード、入会費、後援会費（年会費）の納入、保険の加入の手続きがすべて整った時点で正式に会員として登録される
- 第9条 休会 病気、負傷などやむを得ない理由により、ある一定期間(1ヶ月以上) クラブに在籍したまま休会する場合は所定の休会届をクラブに提出しなければならない
また休会中の月会費は免除する
(原則前月20日までに体育事務局へ連絡)
- 第10条 退会 退会する場合は、その前月までに所定の退会届をクラブに提出しなければならない
(原則前月20日までに体育事務局へ連絡)
- 第11条 入会費 会員は別に定める入会金を納入しなければならない
入会金は本クラブの資格を失うまで有効とし退会時には返還をしない
- 第12条 後援会費
(年会費) 会員は入会及び更新手続きの際に別に定める後援会費を納入しなければならない
また、退会時には返還をしない
- 第13条 月会費 会員は別に定める月会費を納入しなければならない
月会費は三菱東京UFJ銀行自動払い込みとし 毎月原則 6日引き落としとなる
- 第14条 除名 本規約、方針、要網の不履行、違反するなど、選手としてふさわしくないと認められる者に対しては除名することがある

- 第15条 登録 本クラブは、次の組織に加盟する
日本クラブユースサッカー連盟、東海クラブユースサッカー連盟
日本サッカー協会、愛知県サッカー協会、東尾張サッカー協会
その他、本クラブの活動及び運営に必要とされる組織
- 第16条 傷害保険 会員は、入会とともにスポーツ安全保険に加入する義務がある
手続きは、本クラブが行う
- 第17条 事故の責任 活動中に起きた事故については、スポーツ保険約款の範囲内で対処する
尚、盗難、損害及び障害等の事故発生に際しては、クラブ及び指導者に対して
一切の損害賠償を請求しないものとする
- 第18条 会員情報の取扱い 入会、更新時に取得する個人情報はクラブ内業務、協会登録、大会参加などに
使用することのみ認める
- 第19条 規約変更 本規約は本クラブの決定により、変更することができ、書面にて会員に通知する
- 第20条 発効 本規約は、平成29年3月1日より発効する